

市川市議会議長

殿

公民館、動植物園、スポーツ施設等

使用料の値上げ中止を求める請願書

昨年9月の市政戦略会議で使用料、手数料についての答申がだされ、公民館使用料では1部屋、1時間当たり250円の使用料を、1800円が相当であり、当面1000円と4倍化が必要とし、その他、動植物園や市民プール、スポーツ施設等も抜本的に使用料の見直しをするとしています。

市長は2月議会の施政方針で「公の施設の使用料など受益者負担の見直しを行います」と表明し、26年度中の値上げに向けて準備を始めました。

公民館を使用している市民は少しづつ会費などを出し合い、少ない予算の中で活動をしています。また、動植物園やスポーツ施設等についても市民は安い金額で利用できると楽しみにしているものです。そのため、市民は今回の使用料の値上げに「消費税率の引き上げで負担が増えているのに、さらに、使用料がこんなに大幅な値上げをされたら利用できなくなる」と悲痛な声を上げています。もともと、公民館は社会教育法に定めるように、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として作られたものです。

地方自治法第1条の「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として・・・」と規定しています。この規定からみても、これ以上の公民館、動植物園、市民プール、スポーツ施設などの使用料の値上げはやめるべきです。

以上の趣旨により、下記の通り請願いたします。

記

1. 公民館、動植物園、スポーツ施設等の使用料の値上げは行わないこと。

氏 名	住 所	印

連絡先：